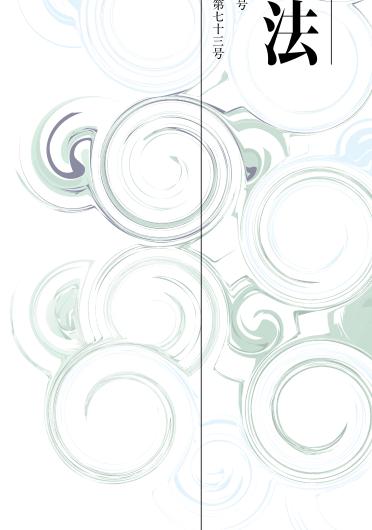
文化芸術

改正 平成二十九年六月二十三日法律第七十三号 平成十三年十二月七日法律第百四十八号



也

前文

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 文化芸術推進基本計画等(第七条・第七条の二)

第三章 文化芸術に関する基本的施策(第八条—第三十五条)

文化芸術の推進に係る体制の整備(第三十六条・第三十七条)

附則

第四章

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の必のである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入とともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入とともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入り、文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変

る社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。 我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力あ

術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割をしかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を

を推進していくことが不可欠である。としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策る表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎た

化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。 ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文

第一章 総

(目的)

を 与することを目的とする。 与することを目的とする。 といき術に関する施策に関する施策の に芸術に関する施策に関する施策の という。)を行う者(文化芸術活動を行う に芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う に芸術に関する施策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文 化芸術に関する施策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文 のは芸術に関する施策の基本となる事項を定めることに鑑み、文 第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文

(基本理念)

- 分に尊重されなければならない。第二条 文化芸術活動を行う者の自主性が十第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十
- されなければならない。
 尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮
 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に
- 創造することができるような環境の整備が図られなければならない。 又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれをの生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々
- 慮されなければならない。 活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考え、文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が

- なければならない。
 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られ
- の発展が図られなければならない。が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術6(文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動
- るよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信され
- らない。という。)、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければなという。)、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければなに関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」と、文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術
- 意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の

国の責務

する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。 第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。) にのっとり、文化芸術に関

(地方公共団体の責務)

自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。第四条(地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、

(国民の関心及び理解)

心及び理解を深めるように努めなければならない。 できるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することが

(文化芸術団体の役割)

努めなければならない。 動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活

(関係者相互の連携及び協働)

ならない。
者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければ第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係

法制上の措置等)

の措置その他の措置を講じなければならない。 第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上

第一章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

- なければならない。 に関する施策に関する基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を定め第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術
- の基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成する
- いて連絡調整を図るものとする。関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議におり条行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡であり
- しなければならない。
 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表
- 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

- またないで、 は、ないでである。 ないで、では、これである。 ないで、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七を参酌して、その地方の定めるところによりその長が文化に関する事務(文化財の保護二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務(文化財の保護 は、文化芸術推進基本計画 は、文化芸術推進基本計画 は、文化芸術推進基本計画 という。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項にお に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項にお に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項にお に関する事務を除く。)が明本の表情を 第二十二条において同じ。)町村の教育委
- らない。するときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければなり、特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとのである。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承へのア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディ

(メディア芸術の振興)

(伝統芸能の継承及び発展)

れた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いら第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以

(芸能の振興)

れらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、こ第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

策を講ずるものとする。
版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要なに出筋損を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)

(文化財等の保存及び活用)

の必要な施策を講ずるものとする。の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)

(地域における文化芸術の振興等)

の他の必要な施策を講ずるものとする。俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援そ俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援それ域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民界十四条(国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国のとする。

るよう努めなければならない。
2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信す

(芸術家等の養成及び確保)

術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の

その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化

(国語についての理解)

施策を講ずるものとする。を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解

(日本語教育の充実)

の必要な施策を講ずるものとする。本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する

(著作権等の保護及び利用)

権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利(以

(国民の鑑賞等の機会の充実)

らに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これ第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるよう第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者

(青少年の文化芸術活動の充実)

策を講ずるものとする。 化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文

(学校教育における文化芸術活動の充実)

る文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校におけ第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する

(劇場、音楽堂等の充実)

の必要な施策を講ずるものとする。 等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置

(美術館、博物館、図書館等の充実)

術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸第二十六条(国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、

(地域における文化芸術活動の場の充実)

必要な施策を講ずるものとする。化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

に資する取組を行うよう努めるものとする。2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興2

(情報通信技術の活用の推進)

支援その他の必要な施策を講ずるものとする。た展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開へのた展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術館等における情報通信技術を活用し第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸

(調査研究等)

のとする。
な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるも第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促

(民間の支援活動の活性化等)

体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を

(関係機関等の連携等)

術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸

が図られるよう配慮しなければならない。

又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。 医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、

顕章)

者の顕彰に努めるものとする。第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した

(政策形成への民意の反映等)

考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分第三十四条(国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透

(地方公共団体の施策)

に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。第三十五条。地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

とする。 農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものめ、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るた

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

合議制の機関を置くことができる。に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進

附 則 (平成十三年十二月七日法律第百四十八号)抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十九年六月二十三日法律第七十三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(以下略)

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

講ずるものとする。
について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等

「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律案起草の件」 (平成二十九年六月二十六日衆議院文部科学委員会)

その趣旨及び内容を御説明いたします。
文化芸術振興基本法の一部を改正する法律案の起草案につきまして、提案者を代表して、

た文化芸術の振興に関する取組が進められてきました。て策定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の下、文化芸術立国の実現に向け年に議員立法により成立してから十六年が経過し、これまで、同法に基づき四次にわたっ我が国の文化芸術全般にわたる基本的な法律として「文化芸術振興基本法」が平成十三

の展開が、より一層求められるようになっています。やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策この間、少子高齢化・グローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、観光

く好機でもあります。へ発信する大きな機会であるとともに、文化芸術による新たな価値の創出を広く示していへ発信する大きな機会であると同時に文化の祭典でもあり、我が国の文化芸術の価値を世界会はスポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあり、我が国の文化芸術の価値を世界また、二〇二〇年に開催される東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大

あり、その主な内容は次の通りであります。より生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするもので教育、産業その他の関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術にそこで、本案は、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、そこで、本案は、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、

第二に、基本理念について、以下のように改正することとしております。基本法」に改めるとともに、前文及び目的について所要の整理を行うこととしております。連する分野における施策をも本法の範囲に取り込むことに伴い、法律の題名を「文化芸術第一に、文化芸術の振興にとどまらず、観光やまちづくり、国際交流等の文化芸術に関

なければならないことと改めることとしております。に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されければならないこととするほか、我が国に加えて「世界」において、文化芸術活動が活発にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞することなどができるような環境の整備が図られなまず、文化芸術に関する施策の推進に当たっては、年齢、障害の有無又は経済的な状況

か、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承等に活用することが重要で体、家庭及び地域における活動の連携が図られるよう配慮されなければならないことのほまた、児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術団

配慮されなければならないこととする規定を追加することとしております。流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるようあることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交

術推進基本計画」を定めるよう努めるものとすることとしております。に、地方公共団体においては、同計画を参酌して、その地方の実情に即した「地方文化芸文化芸術の振興に関する基本的な方針に代えて「文化芸術推進基本計画」を定めるととも第三に、政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、従来の

第四に、文化芸術に関する基本的施策を拡充することとしております。

ることとしております。
二つ目として、生活文化の例示に「食文化」を追加するとともに、生活文化の振興を図ぶへの支援を追加するとともに、伝統芸能の例示に「組踊」を追加することとしております。必要な施策の例示に「物品の保存」、「展示」、「知識及び技能の継承」、「芸術祭の開催」な必要な施策の例示に「物品の保存」、「展示」、「知識及び技能の継承」、「芸術祭の開催」なることとしております。

策の例示に「芸術祭への支援」を追加することとしております。 三つ目として、各地域の文化芸術の振興を通じた地域の振興を図ることとし、必要な施

育訓練等の人材育成への支援」を追加することとしております。
五つ目として、芸術家等の養成及び確保に関する必要な施策の例示に国内外における「教する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣」を追加することとしております。国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援」及び「文化芸術に関四つ目として、国際的な交流等の推進に関する必要な施策の例示に「海外における我が四つ目として、国際的な交流等の推進に関する必要な施策の例示に「海外における我が

おります。「文化芸術推進会議」を設け、関係行政機関相互の連絡調整を行うものとすることとして「文化芸術推進会議」を設け、関係行政機関相互の連絡調整を行うものとすることとして、第五に、政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、

含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしております。施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を最後に、本案は公布の日から施行することとするとともに、政府は、文化芸術に関する

)上げます。 以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。何とぞ御賛同くださいますようお願い申

文化芸術振興基本法の改正について

りました。 が公布・施行され、「文化芸術振興基本法」は、法律名も新たに「文化芸術基本法」となが公布・施行され、「文化芸術振興基本法」は、法律名も新たに「文化芸術基本法」とない。

改正の背景

の実現に向けた文化芸術の振興に関する取組が進められてきました。次にわたって策定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」のもと、文化芸術立国に議員立法により成立してから16年が経過しました。政府ではこれまで、同法に基づき4我が国の文化芸術全般にわたる基本的な法律として「文化芸術振興基本法」が平成13年

政策の展開が、より一層求められるようになってきました。観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術一方でこの間、少子高齢化・グローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中で、

あります。 大きな機会であるとともに、文化芸術による新たな価値の創出を広く示していく好機でもツの祭典であると同時に文化の祭典でもあり、我が国の文化芸術の価値を世界へ発信するまた、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーまた、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポー

経て、議員立法により、文化芸術振興基本法の改正が行われました。 こうしたことから、超党派の文化芸術振興議員連盟における1年以上にわたる検討等を

改正の趣旨

術の継承、発展及び創造に活用しようとするものです。施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸とどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における今回の改正は、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興に

文化芸術振興議員連盟役員

副 会 長 塩谷 立 衆議院議員(自会 長 河村 建夫衆議院議員(自

支 長 塩谷 立 衆議院議員 (民)

斉藤 鉄夫 衆議院議員(公)

市田 忠義 参議院議員(共)

幹事 二之湯 武史 参議院議員(自)

常任

中山 恭子 参議院議員

 \subseteq

松浪 健太 衆議院議員 (維

伊東 信久 衆議院議員(維)

事務局長 伊藤 信太郎 衆議院議員(自

事務局次長 古川 元久 衆議院議員(民)

仔島 智子 衆議院議員(公)

衆議院文部科学委員会における起草案の発議者

河村 建夫 委員(自)

伊藤 信太郎 委員(自)

野 博文 委員 (民)

富田 茂之 委員(公)

伊東 信久 委員 (維)

社=社会以主党 こ=日本のこころを大切にする党 = 自由民主党 民=民進党 公=公明党 共=日本共産党 維=日本維新の会

経緯

平成13年12月7日	文化芸術振興基本法 公布・施行
平成14年12月10日	「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を閣議決定
平成19年2月9日	「文化芸術の振興に関する基本的な方針 (第2次基本方針)」 を閣議決定
平成23年2月8日	「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)」 を閣議決定
平成27年5月22日	「文化芸術の振興に関する基本的な方針-文化芸術資源で
	未来をつくる-(第4次基本方針)」(2015年~2020年度を対象) を閣議決定
平成28年1月~29年4月	超党派の文化芸術振興議員連盟において、「文化芸術振興
十成20年1月~29年4月	基本法の一部を改正する法律案」に関する検討(勉強会(7
	回)及び総会(5回)を開催)
平成29年5月26日	衆議院文部科学委員会において「文化芸術振興基本法の
1,9420 1 0 7720 11	一部を改正する法律案 の起草案を発議、発言(質疑)、
	採決(委員会提出法律案として決定)
平成29年5月30日	衆議院本会議において全会一致で可決
平成29年6月16日	参議院文教科学委員会において質疑、全会一致で可決
平成29年6月16日	参議院本会議において全会一致で可決・成立
平成29年6月23日	文化芸術振興基本法の一部を改正する法律 公布・施行